

企業経営に資する知的財産契約

オープンイノベーションと戦略的知的財産契約 —共同研究開発契約・ライセンス契約を中心に—



青山学院大学法学部特別招聘教授
石田 正泰

目次

1. はじめに
2. オープンイノベーション（Open Innovation）の意義、形態
3. オープンイノベーションの位置づけとステップ
4. オープンイノベーション選択理由
5. オープンイノベーションと知的財産法
6. 企業経営における知的財産の機能
7. オープンイノベーションと知的財産契約
8. 共同研究開発契約
9. ライセンス契約
10. まとめ

1. はじめに

昨今の経済・産業、文化の現状は、イノベーション（技術革新・創新）については、いわゆる、オープンイノベーション（Open Innovation）が強く期待されている。オープンイノベーション下においては、知的財産の活用について、共同研究開発契約、クロスライセンス契約を含むライセンス契約等の知的財産契約を考慮することが重視される。特に、戦略的知的財産契約が重要である。

なお、本講においては、そのポイントを、次の通りとする。

- ① 企業経営の目的、企業経営理念の基本は、持続的発展、競争力である。
- ② 企業の持続的発展のためには、イノベーション（創新、技術革新）が必要不可欠である。

- ③ イノベーションは、知的財産法制度に下支えされて実効性が期待できる。
- ④ 知的財産関係法は、イノベーション促進の制度設計が期待される。なお、知的財産法制度は、イノベーションとの関係においては目的ではなく、イノベーションの成果を、法的にガードする補完的、手段的位置づけである。
- ⑤ イノベーションの効率最大化のためには、オープンイノベーションを選択的、補完的に位置づけ、実施することが有益である。従って、オープンイノベーションは、イノベーションとの関係においては、目的ではなく手段である。
- ⑥ オープンイノベーションの実施においては、戦略的知的財産契約が必要不可欠である。
- ⑦ オープンイノベーション下における戦略的知的財産契約、具体的には共同研究開発契約およびライセンス契約を検討する。

オープンイノベーション → さらなるイノベーション

↑ ①安心してオープン対応 ②客観的評価要素 ③競争優位確保

知的財産の存在：知的財産契約

↑

イノベーション

2. オープンイノベーション（Open Innovation）の意義、形態

オープンイノベーションは、知的財産戦略、特に、知的財産契約に戦略的に対応することにより、イノベーションの効率最大化の機能を有し、発揮する。

結論として、技術経営（MOT）におけるオープンイノベーション対応は、企業が独立した組織体であり、企業目的が独立している以上、イノベーションの効率のために選択的、補完的に必要となる手段であり、従って、しっかりしたオープンイノベーションポリシーを策定し、その下において戦略的知的財産契約を踏まえて実行していくことが望まれる。

オープンイノベーションの基本的形態には次の3種がある。

- ① $A \rightarrow B$ アウトイノベーション 例：ライセンシングアウト、知的財産譲渡
- ② $A \leftarrow B$ インイノベーション 例：ライセンシングイン、研究開発委託
- ③ $A \leftrightarrow B$ クロスイノベーション 例：クロスライセンシング、共同研究開発

オープンイノベーション対応においては、戦略的知的財産契約が、オープンイノベーションの実効性確保のために必要不可欠であり、特に、戦略的知的財産ライセンス契約は重要視される。ライセンサーとしては、ライセンシーの許諾特許に関する改良発明の取扱い等、ライセンシーとしては許諾特許の実施による事業利益等戦略的事項に適切に対応することが、重要である。

- ① 知的財産創出段階
 - ・ 共同研究開発契約における、成果の帰属と利用に関する諸問題。特許法の原則と契約での約定。
 - ・ 研究開発委託契約における、成果たる知的財産の譲渡、利用条件の約定。
- ② 保護・権利化段階
 - ・ 知的財産の種類ごとの帰属、譲渡条件等についての約定。産業財産権等方式主義保護、著作権等無法主義保護、営業秘密等行為規制保護主義ごとに適切な対応が必要不可欠である。

③ 活用段階

- ・ 知的財産の活用は、知的財産の有する広い機能を、企業経営の知的財産ポリシー、知的財産戦略に従って、適切に対応することが望まれる。
- ・ 知的財産の活用は、自己実施、ライセンス、信託等多様である。
- ・ ライセンシングにおいては、当事者の立場によって、方針、戦略が異なり多様な論点が存在する。例えば、ライセンシーの改良の取扱い問題、ライセンサーのライセンシーに対する特許保証問題等。

要するに、オープンイノベーション対応においては、知的財産契約、とりわけ、戦略的知的財産契約に適切に対応することが必要不可欠なことである。

3. オープンイノベーションの位置づけとステップ

(1) オープンイノベーションの位置づけ

オープンイノベーションは、それ自体が目的ではなくイノベーションの選択的、補完的手段であり、次のように位置づけられる。

① イノベーションは知的財産の下支えが必要不可欠。

知的財産制度（排他権）がなければイノベーションはない。少なくとも最先端情報の開示（公開）はない。

② 産学連携、特に基礎研究成果の実用化連携においては知的財産が必要不可欠。安心して実用化投資ができる。実用化しても知的財産（競争優位）がなければ、投資回収ができない。少なくともコストパフォーマンスが図れない。

③ 知的財産経営においては、知的財産の戦略的活用が最大の課題である。

知的財産の戦略的活用においては、ライセンス契約が重要で、ライセンス契約は知的財産が対象である。

④ オープンイノベーションの促進においては、知的財産が多くの場合有益である。オープンする内容について客観的評価ができ安心して対応できる。

<オープンイノベーション下における知的財産契約戦略>

